

2021 年度 第 4 回労使協議について

2022 年 5 月 11 日に 2021 年度第 4 回労使協議が開かれ、1) 国立大学京都工芸繊維大学職員給与規則等の一部改正、2) 国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則等の一部改正について話し合いが行われましたので報告いたします。詳細については別紙をご覧ください。

1) 国立大学京都工芸繊維大学職員給与規則等の一部改正について

2021 年 8 月の人事院勧告に基づいた国家公務員給与法等の改正(4 月 13 日 公布)に基づき、本学給与規則の改正案が示されました。国家公務員の場合と異なり本学では令和 3 年度相当分に遡っての減額は行わず、当該年度分の減額のみを実施する内容です。年俸制適用職員給与規則は令和 5 年 1 月 1 日付、それ以外は令和 4 年 6 月 1 日付の施行案となっています。

内容としては以前の労使協議での提案と同内容であり、法の改正に伴い改めて発表されたものです。今後の景気変動に従い増額がなされるかの質問が出されましたが、国家公務員給与法等の改正に従いあり得るとい回答が得られました。

- 一般職基本給表、教育職基本給表及び医療職基本給表を適用する職員、期間雇用非常勤職員の期末・勤勉手当が年 4.45 月から 4.30 月へ変更され、令和 4 年度以降 6 月期、12 月期共に期末手当が 0.075 月分 引き下げ。
- 指定職基本給表を適用する職員、特定再雇用職員の期末手当が年 1.47 月から 1.37 月へ変更され、令和 4 年度以降 6 月期、12 月期共に期末手当が 0.05 月分 引き下げ。
- 新年俸制の職員の年俸は 0.15 月分の引き下げ、職務給基本額の減額、基礎額に乗じる係数が 2.55 から 2.40 に変更。
- 旧年俸制の職員の年俸は 0.15 月分の引き下げ、成績給の減額、学長が決定する成績区分境の成績率(別表第 8)が変更。令和 5 年 1 月 1 日以降に額が決定する職務給基本額または成績給から適用。

2) 国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則等の一部改正について

リサーチ・アドミニストレーターと特任専門職に関し、業務上の必要に応じて通算雇用契約期間が上限 5 年を超える契約更新が可能となる改正内容です。雇用契約の合計期間を人事委員会の承認を経て上限 5 年を超えることを認め、年度単位で契約が延長されます。なぜ規約の改正をおこなうのかという質問に対して、大学間での競争もある優れた人材の確保を目指すためであるとの説明がなされました。また、契約は 1 年ごとで行われ、年齢の制限は設けないことが確認されました。

また、無期労働契約への転換できる対象者にリサーチ・アドミニストレーターと特任専門職が加えられません。

執行部では、組合員の皆さん方からの声を集め、積極的に学長や大学に伝えていきます。要求事項、要望事項、悩みごと、身近な問題点などありましたら、些細なことでも結構です。執行部、代議員までお寄せください。

・連絡先：kyoto.tech.union@gmail.com、フォーム：<https://forms.gle/xNYPvweCy8LoWVNKA>